

国立大学法人富山大学短時間再雇用職員就業規則

平成 20 年 4 月 1 日制定 平成 21 年 4 月 1 日改正
平成 22 年 4 月 1 日改正 平成 25 年 11 月 26 日改正
平成 26 年 9 月 9 日改正 平成 27 年 3 月 25 日改正
平成 30 年 11 月 13 日改正 令和元年 12 月 24 日改正
令和 2 年 10 月 27 日改正 令和 4 年 2 月 22 日改正
令和 4 年 6 月 28 日改正 令和 4 年 9 月 27 日改正
令和 4 年 10 月 25 日改正 令和 6 年 1 月 23 日改正
令和 6 年 3 月 26 日改正

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 4 条）
- 第 2 章 人事（第 5 条～第 10 条）
- 第 3 章 給与（第 11 条～第 21 条）
- 第 4 章 服務（第 22 条、第 23 条）
- 第 5 章 労働時間、休日、休暇等（第 24 条～第 30 条）
- 第 6 章 雜則（第 31 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規則は、国立大学法人富山大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第 2 条第 3 項の規定に基づき、国立大学法人富山大学（以下「大学」という。）に雇用される短時間再雇用職員（以下「短時間再雇用職員」という。）の就業に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規則で短時間再雇用職員とは、次の各号のいずれかに該当する者で、退職後引き継ぎ業務に従事できる者のうち、1 週間の所定労働時間が、30 時間を超えない範囲内で定められ、かつ、1 日の労働時間が 7 時間 45 分以内である職員で、1 年以内の期間を定めて雇用する職員をいう。

- (1) 職員就業規則第 17 条の規定により定年退職した者（定年年齢が 65 歳未満の者に限る。）
- (2) 国立大学法人富山大学契約職員就業規則第 9 条の規定により最終雇用年齢に達した日以後の最初の 3 月 31 日に雇用期間が終了して退職した者（最終雇用年齢が 65 歳未満の者に限る。）
- (3) 国立大学法人富山大学パートタイム職員就業規則第 9 条の規定により最終雇用年齢に達した日以後の最初の 3 月 31 日に雇用期間が終了して退職した者（最終雇用年齢が 65 歳未満の者に限る。）
- (4) 国立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構を定年退職した部長又は課長級の職員（その後、継続雇用されている者を含む。）のうち、大学（統合前の国立大学法人富山大学、国立大学法人富山医科大学及び国立大学法人高岡短期大学

並びに平成 16 年 3 月 31 日以前の富山大学、富山医科薬科大学及び高岡短期大学を含む。) が、課長級職員への登用を推薦した者

- (5) 国立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構を定年退職した部長又は課長級の職員(その後、継続雇用されている者を含む。)のうち、前号の定めにより難い特別の事情があると学長が認めた者
- (6) 60 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日以後に職員就業規則第 15 条第 1 号の規定により退職した者

(名称)

第 2 条の 2 短時間再雇用職員の名称は、主事とする。

(法令との関係)

第 3 条 この規則に定めのない事項については、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)、その他関係法令及び諸規則の定めるところによる。

(遵守遂行)

第 4 条 大学及び短時間再雇用職員は、ともに法令及びこの規則を守り、その実行に努めなければならない。

第 2 章 人事

(再雇用の方法)

第 5 条 大学は、第 2 条に定める者のうち、再雇用職員として雇用されることを希望する者と、定年等による退職日の 1 か月前までに面談を行い、雇用するものとする。

- 2 短時間再雇用職員が従事する職の区分、内容、担当業務は、別表第 1 のとおりとする。
- 3 大学は、再採用しようとする短時間再雇用職員に対し、あらかじめ、次の事項を記載した文書を交付するものとする。

(1) 労働契約の期間に関する事項(当該契約の期間の満了後における当該契約に係る更新の有無を含む。)

(2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項

(3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日及び休暇に関する事項

(4) 交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項

(5) 給与に関する事項

(6) 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)

(7) 雇用に関する相談窓口

(試用期間)

第 6 条 短時間再雇用職員には、試用期間を設けないものとする。

(雇用期間)

第 7 条 短時間再雇用職員の雇用期間は、1 年を超えないものとし、一事業年度の範囲内で定めるものとする。

- 2 短時間再雇用職員の雇用期間は、65 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日以前までは、更新することができるものとする。

(退職)

第 8 条 短時間再雇用職員が次の各号の一に該当した場合には、退職により短時間再雇用

職員としての身分を失う。

- (1) 雇用期間が満了した場合
 - (2) 自己都合により退職を申し出た場合
 - (3) 死亡した場合
- (自己都合による退職手続)

第9条 短時間再雇用職員は、自己の都合により退職しようとする場合は、原則として退職を予定する日の30日前までに、大学に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由により30日前までに退職願を提出できない場合は、14日前までに、大学に退職願を提出しなければならない。

2 短時間再雇用職員は、退職願の提出後も、退職するまでの間は、従来の職務に従事しなければならない。

(解雇)

第10条 短時間再雇用職員が次の各号の一に該当する場合には、解雇することがある。

- (1) 勤務実績が著しく悪い場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を著しく欠く場合
- (4) 事業の縮小その他事業の運営上やむを得ない事由により、職員の減員等が必要となった場合
- (5) 天災事変その他やむを得ない事由により本学の事業継続が不可能となった場合
- (6) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職に就任した場合
- (7) その他前各号に準ずるやむを得ない事情があった場合

第3章 給与

(給与の種類)

第11条 短時間再雇用職員の給与は、本給、通勤手当、特殊勤務手当、大学入学共通テスト手当、時間外労働手当、夜勤手当、休日給、外部資金獲得手当とする。

(本給)

第12条 短時間再雇用職員の本給は時間給とし、別表第2に定める額とする。

2 別に定める国立大学法人富山大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）第30条の6に規定する職員と同様の職務を行うものと認められる者については、別表第2に定める額に44円（医療技術職員特別支援手当相当額）を加算した額とする。

3 給与規則第30条の7に規定する職員と同様の職務を行うものと認められる者については、別表第2に定める額に30円（幼児教育体制支援手当相当額）を加算した額とする。

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、給与規則第13条の規定を準用して支給する。

(特殊勤務手当)

第14条 特殊勤務手当は、給与規則第15条の規定を準用して支給する。

(大学入学共通テスト手当)

第14条の2 大学入学共通テスト手当は、給与規則第15条の2の規定を準用して支給する。

(時間外労働手当)

第 15 条 短時間再雇用職員が、所定の労働時間を超えて労働することを命ぜられ、労働したときは、1日7時間45分、1週38時間45分までは、1時間につき、100分の100の割合で、これを超えて労働したときは、1時間につき100分の125の割合で支給する。

2 短時間再雇用職員の時間外労働手当については、別に定める場合を除き給与規則第16条及び第17条の2の規定を準用する。

(夜勤手当)

第 16 条 短時間再雇用職員が、所定の労働時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に労働することを命ぜられた場合は、夜勤手当として、給与規則第18条の規定を準用して支給する。

(休日給)

第 17 条 短時間再雇用職員が、第26条に規定する休日において労働することを命ぜられ、労働したとき、労働時間に対し、1時間につき100分の135の割合で支給する。

2 短時間再雇用職員の休日給については、別に定める場合を除き給与規則第17条及び第17条の2の規定を準用する。

(外部資金獲得手当)

第 17 条の2 外部資金獲得手当は、給与規則第30条の5の規定を準用して支給する。

(給与の支給)

第 18 条 短時間再雇用職員の給与は、その全額を通貨で、直接短時間再雇用職員に支払うものとする。ただし、法令又は労使協定に基づき短時間再雇用職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その短時間再雇用職員に支払うべき給与の金額からその金額を控除して支払うものとする。

2 前項の給与は、労使協定に記載されている金融機関の当該短時間再雇用職員名義の口座に振り込むものとする。

(給与の支給日)

第 19 条 短時間再雇用職員の給与（外部資金獲得手当を除く。）は、翌月17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日、土曜日に当たるときは16日、月曜日で、かつ、休日に当たるときは18日に支給する。

2 外部資金獲得手当は、3月10日に支給する。ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日に、土曜日に当たるときは前日に支給する。

(給与の期間)

第 20 条 給与の計算期間は、支払月の前月の初日から末日までとする。

(退職手当の不支給)

第 21 条 短時間再雇用職員には退職手当を支給しない。

第4章 服務

(誠実義務)

第 22 条 短時間再雇用職員は、職務上の責任を自覚し、大学の指示命令に従い、誠実に職務に専念するとともに、職場の秩序の維持に努めなければならない。

(遵守事項)

第 23 条 短時間再雇用職員は、次の事項を守らなければならない。

(1) 業務上の指示命令に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行

しなければならない。

- (2) 職場の内外を問わず、大学の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) 職務上知ることのできた秘密及び個人情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。
- (4) 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いてはならない。
- (5) 大学の敷地及び施設内（以下「大学内」という。）で、喧騒、その他の秩序・風紀を乱す行為をしてはならない。
- (6) 大学の許可なく、大学内で営利を目的とする金品の貸借をし、物品の売買を行つてはならない。

第5章 労働時間、休日、休暇等

(労働時間)

第24条 短時間再雇用職員の労働時間は、1週間につき30時間を超えない範囲内とし、1日につき7時間45分以内とする。

(休憩時間)

第25条 短時間再雇用職員の休憩時間は、原則として1日の労働時間の途中に1時間とする。

2 前項の規定にかかわらず、1日の労働時間が6時間以下の短時間再雇用職員には、休憩時間を与えないことがある。

(休日)

第26条 短時間再雇用職員の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日、前号に該当する休日を除く。）
- 2 前項の休日のうち、法定休日は日曜日とする。
- 3 本学の運営上、前項の規定により難い短時間再雇用職員の休日については、第5条第3項の文書の定めるところによる。

(休暇の種類)

第27条 短時間再雇用職員の休暇は、年次有給休暇、その他の有給休暇及び無給休暇とする。

(育児休業等)

第28条 短時間再雇用職員のうち3才に満たない子の養育を必要とする者は、大学に申し出て育児休業の適用を受けることができる。

2 前項の職員のうち、産後休暇を取得しておらず、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内の子と同居し、養育する者は、出生時育児休業の適用を受けることができる。

3 短時間再雇用職員のうち、小学校第1学年の終期に達するまでの子の養育を必要とする者は、大学に申し出て育児部分休業の適用を受けることができる。

4 育児休業、出生時育児休業及び育児部分休業について必要な事項は、別に定める国立

大学法人富山大学職員の育児休業等に関する規則を準用する。

(介護休業等)

第29条 短時間再雇用職員の家族で傷病のため介護を要する者がいる場合は、大学に申し出て介護休業又は介護部分休業の適用を受けることができる。

2 介護休業等について必要な事項は、別に定める国立大学法人富山大学職員の介護休業等に関する規則を準用する。

(労働時間等に関する必要な事項)

第30条 この規則に定めるもののほか、短時間再雇用職員の労働時間、休日、休暇等について必要な事項は、別に定める国立大学法人富山大学に勤務するパートタイム職員の労働時間、休暇等に関する規則を準用する。

第6章 雜則

(職員就業規則の準用)

第31条 職員就業規則のうち、第21条（解雇制限）、第22条（解雇予告）、第23条（退職後の責務）、第24条（退職証明書）、第28条（職員の倫理）、第29条（ハラスメント等に関する措置）、第35条（研修）、第37条（表彰）、第38条（懲戒）、第39条（懲戒の種類・内容）、第41条（厳重注意）、第42条（損害賠償）、第43条（安全・衛生管理）、第44条（出張）、第45条（旅費）、第47条（業務上の災害補償）、第48条（通勤途上災害）及び第49条（災害補償に関する事項）の規定は、短時間再雇用職員に準用する。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日の前日において、「国立大学法人富山大学定年等退職後のパートタイム職員としての再雇用に関する規則」に基づき再雇用された者のうち、引き続き雇用されることを希望しない者を除き、この規則を適用し雇用するものとする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年11月13日から施行し、平成30年11月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月27日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和4年2月22日から施行し、令和4年2月1日から適用する。
- 2 第12条第2項の規定は、特別支援手当は、国庫補助事業による「看護職員等待遇改善事業補助金」の交付期間中適用するものとする。

附 則

この規則は、令和4年6月28日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和4年10月25日から施行し、令和4年10月1日から適用する。
- 2 第12条第2項の規定は、診療報酬上の看護職員待遇改善評価料が認められる期間に限り適用する。

附 則

この規則は、令和6年1月23日から施行する。ただし、第12条第1項別表第2の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

区 分	内 容	担 当 業 務
A 高年齢の長所・人生経験を生かせる業務	高齢者がもつ指導力・調整力を活用できる業務で、長年の人生経験及び知識・技能を生かせる業務	(1) 各種相談・指導等業務 (2) 各種折衝・調整業務 (3) 業務支援・事務補助に関する業務
B 在職中における職の経験を生かせる業務	在職中の職務・経験を生かすことによって、行政水準の維持向上がはかれる業務	(1) 施設・設備等の維持管理業務 (2) 看護・介護業務 (3) 医療技術業務 (4) 公用車運転業務 (5) 教育・研究に関する補助業務
C 高齢者に可能な肉体的業務	高齢者に可能な肉体的業務	(1) 校内交通整理業務 (2) 環境整備業務 (3) 病院・附属学校における調理業務

別表第2（第12条関係）

時間給
1,050円